



日帰りドライブプラン 周防大島特産みかんの収穫体験と 柑橘選果場見学

マイカーで地域の皆様に農業を知ってもらい、
地域農業の応援団になっていただくための
体験ツアーです。

【ツアーの特徴】

- スタッフの方より農業の苦労や楽しさについてのお話を直接聞くことができます。
- 数量限定ですが、もぎたて収穫みかんのお持ち帰りができます。(旅行代金に含まれます)



(イメージ)



(イメージ)

【注意事項】※農業収穫体験は、農産物の育成状況や当日の天候によって内容を変更する場合があります。※小雨決行、雨天時には中止とさせていただきます。※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、本ツアーを中止させていただく場合があります。※お申込みいただきました個人情報については、ご案内の発送・連絡、ならびにその他関係各所の情報提供に利用させていただきます。

募集事項

旅行代金

お1人様 **3,800円** (税込)

旅行実施日 2021年12月4日(土)

募集人員 20名(最少催行人員 15名)

申込締切日 2021年11月19日(金) 15:00まで

※お申込が20名様以上の場合は11月22日に抽選を行い当選者の方にはご連絡いたします。

申込金 3,800円(旅行代金に充当致します)

添乗員 同行致しません(現地係員が、お世話致します)

食事条件 朝食0回、昼食1回、夕食0回(弁当を含む)

集合場所 JA山口県周防大島統括本部(山口県大島郡周防大島町大字久賀4723番地)

行程	食事
12/4(土)	— 弁 —
周防大島統括本部 9:40	
周防大島ファーム農業体験(みかん収穫・運搬・貯蔵調整) 10:00/12:45	
柑橘選果場見学 直売所「島の恵み本店」(ショッピング) 13:00/13:50	
14:00/14:30	
ショッピング終了後、解散	

※この行程表は予定であり、天候交通事情またはその他の理由により変更になることもございます。※後日改めて、集合・解散地(および時刻)をお知らせいたします。※マイカー

※掲載の写真は全てイメージです。

このツアーには「新型コロナウイルス感染症見舞金」が付いています。右記のいずれかに該当した場合、見舞金30,000円を交付いたします。

(1) 旅行者本人の感染

右記期間中に新型コロナウイルス感染症を発症した場合 ①旅行行程中 ②旅行行程が終了してから14日以内

(2) 左記感染者の同行者

左記(1)①の感染者と同一の旅行に同行していた者(旅行行程終了後に感染者が発生した場合、同行者は対象になりません)

お申込みから抽選・出発まで

●お申込み方法

株農協観光山陽統括支店に電話でご予約申し込み

お申込みが20名以上の場合は、11/22に厳正なる抽選をして当選者へご連絡

11/24に当選者へしおりと請求書を送付

●お支払い方法

コンビニ支払い 又はお振り込み

★振込手数料については、お客様にてご負担いただきますようお願いいたします。

特別な配慮が必要な方は

お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は別途お渡しする「旅行取引条件書面」の「3.お申し込み条件」を確認のうえ、特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。

任意保険

この旅行は「JA共済(旅行傷害共済)」に加入しています。詳しくは弊社係員へお問い合わせください。

旅行条件(要約)

本旅行は次の条件に基づきます。

この旅行は(株)農協観光(観光庁長官登録旅行業第939号、以下「当社」といいます。)が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

- その他の旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする取引条件説明書面、契約書面、確定書面(最終旅行日程表)、及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部にあります。
- 旅行代金に含まれるものは次のとおりです。
- 旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道等利用交通機関の運賃、旅行日程に含まれる送迎バス等の料金、旅行日程に明示した観光の料金(バス料金)、宿泊の料金・税・サービス料、食事の料金・税・サービス料、手荷物の運搬料金、団体行動中の心付、添乗員付コースの添乗員の同行費用。なお、これらの諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくとも払戻はいたしません。
- この旅行の申込みと契約の成立時期及び旅行代金のお支払いについて

参加お申込みの際、当社所定の旅行申込書にご記入のうえ、上記の申込金をお支払い下さい。お申込金は旅行代金とお支払い込みの際差し引かせていただきます。お電話等でお申込みの場合は、お申込み翌日から起算して3日以内に申込書をお出しいただきます。旅行契約は当社が予約を承諾し、申込金と申込金を受領したときに成立するものとします。旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって11日目に当たる日までにお支払い下さい。

- 旅行条件の基準:この旅行条件は令和3年10月1日現在の運賃料金を基準としています。
- お客様の状況によって、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要となる可能性のある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。
- 取消料 契約成立後、お客様の都合により契約を解除される場合、または旅行代金が所定の期日までにお支払いがなく当社が契約を解除した場合、旅行代金に対してお一人さまにつき次の料率で取消料または同額の違約料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客さまが契約を解除される場合は、契約を解除されたお客さまから下記の取消料をいただくは

か、ご参加のお客さまから運送・宿泊機関等の(1台・1室あたりの)ご利用人数の変更に対する差額代金を申し受ける場合があります。宿泊のみの場合は、下記の取消料となります。

区分	取消料(お一人さま)
① 21日以前までに解除の場合	無 料
② 20日目(日帰り旅行にあっては10日目)にあたる日以降に解除する場合(③～⑥に掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
③ 19日目(日帰り旅行にあっては9日目)にあたる日以降に解除する場合(④～⑥に掲げる場合を除く)	旅行代金の30%
④ 18日目(日帰り旅行にあっては8日目)にあたる日以降に解除する場合(⑤～⑥に掲げる場合を除く)	旅行代金の40%
⑤ 17日目(日帰り旅行にあっては7日目)にあたる日以降に解除する場合(⑥に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
⑥ 旅行開始日の前日に解除する場合(⑥に掲げる場合を除く)	旅行代金の100%

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しますので、事前にご確認の上お申込み下さい。

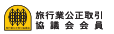
協賛

JA山口県組織広報部組合員組織課
JA山口県周防大島統括本部

旅行企画・実施/旅行に関するお申込み・お問い合わせは



観光庁長官登録旅行業第939号
株式会社 農協観光



山陽統括支店

TEL.082-243-6289

〒730-0029 広島県広島市中区三川町7-3 三川町パーキングビル13F
総合旅行業務取扱管理者/松山真悟 吉野正敏
■営業時間 9:00~18:00(月曜・木曜・金曜)/土・日・祝日休業

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。このご旅行に関してご不明な点がありましたらご連絡ください。上記の取扱管理者におたずね下さい。

火曜・水曜は店舗休業のため電話での受付は月曜・木曜・金曜とさせていただきます。